

法教育

ニュース

2014年10月

No. 5

発行：愛知県弁護士会法教育委員会

平成26年度サマースクール開校！

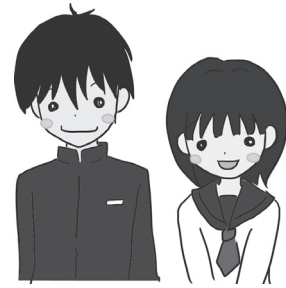
平成26年8月1日（金）、7日（木）、8日（金）の日程で、例年のとおり、愛知県弁護士会サマースクールが開校されました。昨年度は弁護士会館が改装中であり、別会場に移しての開催でしたが、本年度は改装の完了した弁護士会館で開催することができ、延べ183名の子ども達が参加してくれました。

本年度のサマースクールは、以下のプログラムを実施し、いずれも盛況のうちに終わることができました。次頁より、実施したプログラムのうちの「ティーンコート（子ども裁判所）」の特集を掲載しておりますので、ぜひ、ご覧ください。

【平成26年度 愛知県弁護士会サマースクール実施プログラム】

	プログラム	実施概要
8/1	①法廷傍聴	弁護士と一緒に裁判傍聴し、質疑応答を行う企画。
8/7	②体験講座	「弁護士に挑戦」 子ども達と弁護士が、あるテーマについて賛成・反対に分かれてディベート対決をする企画。 【テーマの一例】選挙権を18歳から認めることに賛成か
		「ここだけの話」 裁判官・検察官・弁護士に素朴な質問を投げかけて、普段はなかなか聞けない「ここだけの話」を聞く企画。 【質問の一例】冤罪はなぜ起こるのか
		「クイズ選手権」 法律・法教育に関連する様々なクイズに回答してもらい、法律や裁判に親しんでもらう企画。 【クイズの一例】Q：刑事裁判で有罪か無罪かわからないとき、裁判官はどんな判決を下さなければならないか？ 選択肢 ①無罪、②有罪、③刑期を半分にする
		「ティーンコート」 罪を犯した少年の裁判を、裁判官・検察官・弁護士役の子ども達に行ってもらう企画（次頁から特集掲載）。
8/8	③刑事模擬裁判	弁護士の模擬裁判を見て、評議により判決を考える企画。 【小学生向け模擬裁判の内容】「かちかち山」を題材に、畑を荒らすタヌキをタヌキ汁にしようとしたおじいさんと、タヌキを追いかけていたおばあさんを棒で叩いたタヌキについて、それぞれ有罪か無罪かを考えてもらう 【中学生向け模擬裁判の内容】万引きをした先輩を乗せた車を運転し、追いかけてきたコンビニ店員を車の屋根から振り落とした被告人に何罪が成立するか考えてもらう

特集 ティーンコート



1 ティーンコートとは

愛知県弁護士会サマースクールの体験講座ティーンコートとは、アメリカで行われている「少年法廷」（比較的軽微な犯罪を対象として、罪を犯した少年と同年齢の子どもたちが裁判官等の役割を担って、少年が更生するよう具体的な処遇を決める制度）を模した講座です。少年法廷については、罪を犯した少年の立場に近い子どもたちがその処遇を考えることで少年の更生に効果的である、法廷に参加する子どもたちの思考力・表現力の醸成にも効果的であるといった評価がなされています。

愛知県弁護士会サマースクールのティーンコートでは、参加する中高生に、3～6名のチームに分かれてもらい、仲間で協力して少年法廷での「裁判官」「検察官」「弁護人」の役割を担ってもらいます。

私たち弁護士は、参加する中高生のサポートをするとともに、罪を犯した少年役、被害者である証人役を演じます。

ティーンコート当日の流れは次の通りです。

ティーンコートの流れ（全体160分）	
・生徒自己紹介、ルール説明等	（10分）
・少年、被害者からの事情聴取	（30分）
法廷手続①：冒頭手続	（5分）
法廷手続②：被害者S美証人尋問	（20分）
・各チーム打合せ	（10分）
法廷手続③：少年A子への尋問	（30分）
・各チーム打合せ	（10分）
法廷手続④：最終弁論	（5分）
・各チーム打合せ	（20分）
法廷手続⑤：処分告知	（10分）
・講評、意見交換	（10分）

2 事件の概要

参加する生徒には、サマースクールに先だって、事件の概要が伝えられます。

事件の概要の一部を紹介します。

中学3年生のA子は、放課後に、幼なじみの同級生S美の携帯電話を奪い取り、S美に向かって投げつけました。結果、S美は顔に怪我をし、S美の携帯電話は壊れてしまいました。

事件には、こんな背景がありました。S美が、A子と遊んだ際に携帯電話でA子と写真を撮りました。写真ではA子が変な顔で写っており、A子がS美に「消しておいてね」といったにもかかわらず、S美はその写真を2人と仲の良い同級生K男にメールで送ってしまいました。A子は、写真が送られたことをK男から聞き、怒ってS美と口論になり、カッとなって、携帯電話をS美に投げつける、という行為に出してしまったのです。

事件の後、S美は顔に怪我をしてしまったこともあり、将来の夢だったアイドルのオーディションに落選してしまいました。S美の携帯電話は、A子の両親が弁償しましたが、保存されていた写真データは全て消失してしまっただけです。

現在、A子は、S美に謝ってもおらず、仲直りもできていないようです。

参加する生徒には、事件の概要を踏まえて、ティーンコートにて少年A子・被害者S美へどんな質問をするか、A子の立ち直りのためにどんな処遇が考えられるか、ティーンコートに参加する前に自分の意見を考えててもらいます。

3 事情聴取

ティーンコート当日、弁護士・検察官チームの生徒は、開廷に先立って、少年A子・被害者S美から話を聴きます。そこで事件の背景にあった様々な事情が明らかになりました。

例えば、「A子はS美がアイドルになる夢を応援していて、オーディションのお守りをK男と一緒に街へ買いに行った」「S美は、K男に密かに思いを寄せており、（お守りを買いに行っていたとは全く知らず）K男とA子が一緒に買い物をしていたという噂を聞き、嫉妬をして、A子の変顔の写真をK男に送った」「A子もK男に思いを寄せており、自身の変な顔の写真がK男に送られたことを知り、非常にショックを受けた」といったA子とS美の感情のすれ違いも明らかになりました。

弁護士・検察官チームは、聴き取った事情を踏まえて、尋問事項・意見を考えます。

4 ティーンコート開廷！

(1) 冒頭手続

準備も整い、ティーンコートの開廷です。

「名前は何と申しますか」「あなたには黙秘権があります…」「今日ここで審理される事件の内容を読み上げます…いま読み上げた内容に間違いはありませんか」、厳粛な雰囲気の中、裁判官役が法廷手続を進行させます。

(2) 尋問手続

いよいよ被害者S美への証人尋問、少年A子への尋問が行われます。

検察官チームは、公益の代表者、被害者の代弁者として、A子へ厳しい処遇を求める立場から、尋問を行います。他方、弁護士チームは、罪を犯してしまったA子に寄り添って、寛大な処遇を求める立場から、尋問を行います。

被害者S美の尋問では、弁護士チームが、事件の背景にあった2人の感情のすれ違いをあぶり出した上で、A子が消して欲しいとお願いした写真をK男へメールで送ったことがどれだけA子を傷つけたのか訴えかけました。



【ティーンコートの風景】

少年A子の尋問では、弁護士チームは、反省の気持ちをしっかりと引き出すためにA子へ優しく問いかける一面もあれば、二度と暴力をふるわないよう強い気持ちを持たせるため厳しい質問を投げかける場面もありました。

検察官役チームが、「頭に血が上って、ついカッとなってしまって…」と答えるA子に対して、「今反省の気持ちを持っていても、またカッとなった場合に暴力をふるうのではないかと厳しく迫る場面が印象的でした。

(3) 最終弁論、処分告知

最終弁論にて、弁護士チームは、A子が反省していること、写真を送ったS美にも多少の落ち度があること等を訴えかけました。検察官チームは、暴力をふるう理由は全くなく、また頭に血が上った場合に同じ過ちを犯す危険があるとして厳しい処遇を求めました。

裁判官チームは、弁護士・検察官の弁論を踏まえ、議論を重ね、処分を告知しました。

- 一. S美へ直接謝罪すること
- 二. S美と仲直りして、A子が持っているS美の写真データを送ること
- 三. もう二度と暴力をふるわない旨の誓約文書をつくり、それを生徒手帳に入れ、感情的になった場合には、必ず生徒手帳の誓約文書を見て、気持ちを静めること

参加した生徒たちは、同じ役割の生徒と意見交換をするだけでなく、違う役割の生徒の意見にもしっかりと耳を傾けていました。

参加した生徒の声を次頁で紹介します。

ティーンコート参加生徒の声

- 高1【弁護人役】：自分では思いつかない尋問をしている子どもたくさんいて、とても勉強になりました。裁判のしくみもよく分かりました。
- 中2【検察官役】：他の生徒の鋭い質問の数々が「すごい！」や「うまい！」を乗り越えて「怖い！」とってしまいました。またやる時はもっと頑張りたいです。
- 高1【弁護人役】：他の生徒が自分から積極的に意見を言っていく姿にすごいと感じました。自分が見つけれなかった所を見つけていた発言になるほどと思いました。
- 中3【弁護人役】：検察官役の生徒がA子さんに対して「携帯がこわれたところで、問題の写真が消えてうれしいですか？」と尋問した点は、こわいと思ったけど、たしかに…と感心しました。
- 中3【裁判官役】：裁判官として、冷静に対応するのは大変でした。Aさんへの検察官の尋問が厳しく、思った以上に引き込まれそうになりました。
- 中1【裁判官役】：処分を決めるのは難しかったけれど、両方の意見をしっかりと聞き、公平な処分を出すことができましたと思います。
- 高1【弁護人役】：裁判官の処分は、妥当だったと思います。検察官と弁護人の意思が通っていました。
- 高1【弁護人役】：本当の裁判のようでした。緊張しながらやることができ良かったです。
- 中2【検察官役】：いろんな意見が飛び交い、刑事ドラマ顔負けの少年裁判だったと思います。また来年も参加したいです。



上記の生徒の声は、ティーンコート参加生徒がアンケート用紙に記入したものの一例です。

A子さんの更生のためにはどういった処分が相応しいのか。正解のない問題について、生徒は、S美さん、A子さんの話を真剣に聞き、法廷手続の各場面で、違う立場の生徒の意見にも耳を傾けながら、自らの意見を積極的に表現していました。生徒の意見を聞き、私たち弁護士としても、どうすれば同じ過ちを繰り返さないか等、あらためて考えさせられたティーンコートでした。

ティーンコートへの参加を通じて、生徒には、事実を多面的に考察し公正に判断した上で自らの考えを表現する力が養われたものと、確信しています。

出前授業を、皆さんの学校でもやってみませんか？

**ご希望に応じた授業を検討します。弁護士と一緒に、新しい授業を作りましょう♪
新学習指導要領を踏まえた授業プランもあります。お気軽にご相談ください。**

お問合せ・お申込みは **愛知県弁護士会 人権法制係** まで
(TEL 052-203-4410/FAX 052-204-1690)

※ 折り返し、担当の弁護士より、ご連絡させていただきます。

※ 愛知県弁護士会HPの法教育活動のページもご覧ください。

愛知県弁護士会HP



「愛知県弁護士会とは」(バナー)



「愛知県弁護士会の活動内容」の中の「法教育活動」をクリック！

<http://www.aiben.jp/page/frombars/katudou/houkyouiku.html>

このホームページから学校講師派遣の申込書をダウンロードできます。

※法教育活動のページでは法教育ニュースのバックナンバーも見ることができます。

